

記者配布（発表）資料

令和2年6月1日

タイトル	新型コロナウイルス感染症対策にかかる 柳井市長メッセージについて
目的	令和2年5月25日（月）に、全都道府県を対象に発令されていた新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が、すべての地域において解除されました。これに合わせて、柳井市長メッセージを柳井市ホームページに掲載いたしますので、別紙によりその内容を送付いたします。
日 時	令和2年6月1日（月）から柳井市 HP に掲載
場 所	https://www.city-yanai.jp/site/covid-19/covid19-message.html
主 催	柳井市
内 容	別紙内容のとおりです。 詳しい内容と対象・定員・料金・持参物等を記載してください。
備 考	
問い合わせ	柳井市総務部秘書室 秘書担当課長 河原 電話 0820-22-2111内線412 連絡先・担当者名等を記載してください。

報道機関への連絡メモは、17部準備し、開催日の5日前までに政策企画課広報担当へお持ちください。

テレビ関係へ資料提供は、多量及びファクスで送信できない資料の場合、直接各局へ送付してください。

市民の皆さんへ

全都道府県を対象に発令されていた新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態宣言」が、5月25日にすべての地域において解除されました。これまでの市民お一人おひとりのご協力に心から感謝申し上げます。

一方で、宣言解除後も、当分の間感染の確認が見られなかった地域において再び感染が拡大しているなど、引き続き予断を許さない状況にあることから、国や山口県の方針・対応も踏まえ、市民の皆さんに次の6点の感染防止に係る取組について、ご理解ご協力を願いいたします。

- ◎ 新たな感染が連日確認されている北九州市については、当面、通院などを除き、不要不急の移動を控えてください。
- ◎ 5月21日以降に緊急事態宣言が解除された8都道府県については、以下の期間、不要不急の移動は極力控えてください。
 - ・大阪府、京都府、兵庫県（6月11日まで）
 - ・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道（6月18日まで）
- ◎ 今後とも、県をまたぐ移動の際には、山口県からの情報はもちろん、移動先の地域が提供している情報も確認し、感染予防に努めてください。
- ◎ 公共施設の利用、イベント・行事の開催に際しては、上記期間まで、北九州市及び8都道府県からの来場の自粛をお願いするとともに、「3密回避」の徹底など感染防止対策を講じてください。
- ◎ 国の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」に沿って、外出する際の3密回避、小まめな手洗い、マスクの着用など、私たち一人ひとりが今できること、すべきことを継続していきましょう。
- ◎ 国が示した「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参考に、感染が心配な方は、医療機関を受診される前に、相談窓口である柳井健康福祉センター（保健所）（0820-22-3631）にお電話ください。また、かかりつけ医の先生や柳井市保健センター（0820-23-1190）にも、お電話でご相談ください。

現在、国や県による、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急経済対策や、本市の感染症防止対策、地域経済対策及び生活支援対策に係る取組が行われています。今後とも、国や県の施策に加え、本市での実態を踏まえて、必要な施策を段階的に追加していくため、市議会に関連予算を提出する予定です。

一層のご理解とご協力を願いいたします。

令和2年6月1日

柳井市長 井 原 健太郎